駐車場法施行規則の一部を改正する省令

駐車場法施行規則（平成十二年運輸省建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を削り、第二条中「法第十二条」を「駐車場法（以下「法」という。）第十二条」に改め、同条を第一条とする。

第三条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

別記様式中「（第２条関係）」を「（第１条関係）」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第百三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第五条第一項及び第二十七条第五項の規定に基づき、公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日　　国土交通大臣　前田　武志

公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令

（公営住宅法施行規則の一部改正）

第一条　公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「公営住宅法施行令（以下「令」という。）第六条第四項各号のいずれか」を「法第二十三条第一号イに規定する条例で定める場合」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「令第一条第三号」を「公営住宅法施行令（以下「令」という。）第一条第三号」に改め、同項第二号中「令第六条第四項各号のいずれか」を「法第二十三条第一号イに規定する条例で定める場合」に改める。

第十条第一項第一号中「第六条第五項」を「第六条第一項」に改める。

第二十四条から第二十七条までを削り、第二十八条を第二十四条とする。

（公営住宅等整備基準の一部改正）

第二条　公営住宅等整備基準（平成十年建設省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基準」の下に「を事業主体が条例で定めるに当たつて参酌すべき基準」を加える。

第八条第二項中「原則として」、「ものとして国土交通大臣が定める」、「気候、風土その他の地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に措置を定める場合には、その措置」及びただし書を削り、同条第三項中「原則として」、「ものとして国土交通大臣が定める」、「住宅事情その他の地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に措置を定める場合には、その措置」及びただし書を削る。

第九条第一項中「十九平方メートル」を「二十五平方メートル」に、「住宅事情その他の地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が床面積の合計に係る基準を別に定める」を「共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける」に改め、同条第二項中「給水、排水及び電気の設備並びに便所」を「台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線」に改め、次のただし書を加える。

ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

第九条第三項を削り、同条第四項中「原則として」、「ものとして国土交通大臣が定める」、「住宅事情その他の地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に措置を定める場合には、その措置」及びただし書を削り、同項を同条第三項とする。

第十条及び第十一条中「原則として」、「ものとして国土交通大臣が定める」、「住宅事情その他の地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に措置を定める場合には、その措置」及びただし書を削る。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第百四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日　　国土交通大臣　前田　武志

地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令の一部を改正する省令

地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令（平成四年建設省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあっては、当該市の長。次条において同じ。）」を加える。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第百五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日　　国土交通大臣　前田　武志

流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和四十二年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市における場合にあつてはそれぞれその長とし、法第五条第一項の事務が地方自治法第百五十三条第二項（同法第二百八十三条第一項の規定により特別区に適用される場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。）の長に委任されている場合にあつてはその者とする。」を「市の区域内にあつては、当該市の長」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○防衛省令第十六号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第百二十四号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の二十四の規定を実施するため、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

防衛大臣　一川　保夫